

酪農経営支援総合対策事業
(地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策)
留意事項

令和5年4月

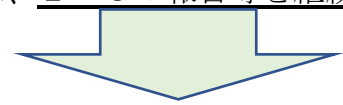
【令和5年度のポイント】

- 1 導入した後継牛に死亡等の事案が生じたときは、財産処分申請書の提出が必要です。この場合、申請者の押印を不要としています。(ただし、申請者の都合(組織の文書規程など)で、従来どおり押印した文書で事務処理をしても、差し支えありません。)
- 2 運営状況報告書の提出が必要です。

1 新規の後継牛の導入は終了

令和4年度で本事業への参加募集は終了しています。

しかし、これまでに事業に参加した生産者集団等は、2～3の報告等を継続していただく必要があります。



2 財産処分承認申請

生産者集団等は、後継牛を導入した後に当該牛を廃用する場合は、原則として、廃用前に財産処分申請書を作成し、改良事業団へ提出してください。

※乳用牛の処分制限期間は4年間です。

3 運営状況の報告

生産者集団等は、後継牛を導入した年度の翌年度から4年間は、別紙様式第5号の運営状況報告書を作成し、改良事業団へ提出してください。

提出期日：令和5年6月9日(金)(原本必着)

対象となる導入期間：令和元年度～令和3年度の導入

